

# 高知くらしの護身術

250

## SF 商法

### 「無料」の誘いに注意

(2012年6月19日掲載原稿)

SF商法（催眠商法）とは狭い会場で主に高齢者や主婦らを集め、ハイハイと手を上げさせて無料で商品を配るなどして気分を高揚させ、冷静な判断ができない状態で商品を購入させてしまう商法です。

消費生活センターには「高齢者施設に事業者が来訪し『ここでは職員に迷惑がかかるから』と施設の仲間と一緒に車で民家に案内され、そこで無料の品物をもらい、最後には高額な敷きマットを契約してしまった。」

「自宅を訪ねてきた業者に開店の宣伝にと粗品と無料引換券を渡された。会場となった近所の家で日用品をもらい、温熱治療器を契約してしまった。」といった相談が寄せられています。

また、「お金を受け取るために業者が家までついてきた」「断ると机をたたいて凄まれた」など強引な手口も見受けられます。

このようなSF商法は特定商取引の規制の対象となるため、契約書面を受け取った日から8日間クーリングオフ（無条件で解約）ができます。

クーリングオフ期間が過ぎていても業者が事実と異なることを告げたり、消費者が帰りたいと言っているのに退去を妨害した場合は契約の取り消しができる可能性があります。

いったん会場に入れば、なかなか抜け出せないものです。とくに高齢者が業者の車で出向いた場合は、なおさらです。

無料配布のチラシや引換券を配っていても受け取らないようにしましょう。業者や近所の人に誘われても絶対に会場には行かないようにしましょう。

困った時は、ひとりで悩まず、お住まいの市町村窓口や消費生活センターまでご相談ください。